

第Ⅱ編 共通工

第1章 土工

1. 土量変化率

積算基準書の土量変化率を標準とするが、土質試験あるいは現場実績により数値の明確なものは、その値を用いる。

2. 掘削

- 1) 掘削箇所に根株等が存在している場合は、根株等の数量を控除し、掘削土量の算定を行う。
- 2) 掘削において、軟岩で施工数量「5,000m³以上」、または硬岩で火薬使用「可」を選択した場合の土運搬作業の考え方は、運搬距離に応じて、次を参考とする。

【運搬距離 60m 以上の場合】

掘削＋積込(ルーズ)＋土砂等運搬

【運搬距離 30m 以上 60m 未満の場合】

掘削＋押土(ルーズ)

【運搬距離 30m 未満】

掘削(30m 以内の工区内運搬含む)

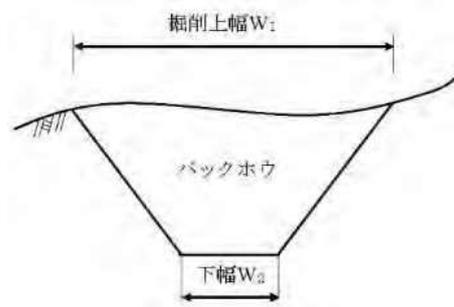
3. 土砂等運搬

土砂等運搬において、DID 区間を通行する場合は、DID 区間延長の大小に関わらず「DID 区間有り」を適用する。

4. 床掘

- (1) 床掘における平均施工幅

$$\text{平均施工幅} = \frac{W_1 + W_2}{2}$$



- (2) 数量とりまとめ要領の土工に対する運用

- 1) 自立式土留工

区分	代表機械規格	現場条件
A 領域	バックホウ	障害なし
B 領域	クラムシェル(テレスコ)	障害なし
	クラムシェル(テレスコ)＋小型バックホウ	障害あり

(注)1. 土留工の規模等により A 領域でバックホウが使用出来ない場合は、別途区分し、クラムシェル(テレスコ)を適用する。

- 2) 切梁式土留工

区分	代表機械規格	現場条件
A 領域	バックホウ	障害なし
B 領域	バックホウ	障害あり
C 領域	クラムシェル(テレスコ)＋小型バックホウ	障害あり
D 領域	クラムシェル(油圧ローフ)＋小型バックホウ	障害あり

(注)1. 土留工の規模等により A, B 領域でバックホウが使用出来ない場合は、別途区分し、クラムシェル(テレスコ)を適用する。

第3章 砂防工

1. 土石流の到達する恐れのある工事現場における安全対策

(1) 監視員(積上げの安全費)

次表は、砂防工事の安全確保のために土石流の監視を行う場合に適用する。

本歩掛には、次の内容を含む。

- ・ 毎日の作業前流域状況の点検
- ・ 工事中断後の再開時における流域状況の点検
- ・ 流域状況の記録の整理

(1箇所/1日当たり)

名 称	単 位	数 量
普通作業員	人	1.00

(2) 監視員の配置基準

監視員の配置は、土石流到達危険区域の作業を実施する場合に配置し、気象状況等を総合的に考慮して定める。

(3) その他

積上げが必要な項目については、安全費に計上する。

なお、機器類については、原則としてリースとする。

(積上げ項目の例)

- ・ サイレン・スピーカー・回転灯等の警報設備の設置、撤去、維持管理及び機器の使用料に要する費用
- ・ 土石流検知センサーの設置、撤去、維持管理及び機器の使用料に要する費用
- ・ 監視カメラの設置、撤去、維持管理及び機器の使用料に要する費用
- ・ 広域な気象情報把握のための情報収集機器等に要する費用
- ・ アドバイザー等に要する費用
- ・ その他の現場条件により必要となる安全対策費用で、積上げが必要な費用

2. 砂防ソイルセメント工

砂防ソイルセメント工法を採用した工事を積算する際は、下記事項について適切に積上げること。

(1) 室内・室外(原位置)試験費

配合試験で実施する各種試験に要する全ての試験費用を共通仮設費に積上げること。

(2) 示方配合計画書作成費

配合試験結果を活用した示方配合計画書作成に要する費用を共通仮設費に積上げること。

(3) 試験施工費

本施工前に、「本施工時の作業内容」及び「示方配合計画書で定めた設計強度の発現」等を確認するための試験施工を実施することとし、経費(人件費、材料費、機械経費)を共通仮設費に積上げること。

第5章 急傾斜地崩壊対策工

1. 土工

「第Ⅱ編第1章 土工」による。

- 1) 急傾斜地崩壊対策工事における土工時は原則として人力施工とするが、次図の幅Aが4.0m以上の場合は機械施工とすることが出来る。
- 2) 幅Aが2.0m~4.0mの場合でも機械施工が可能な場合は、小規模土工を使用することが出来る。ただし、機械施工とするために無理に $A \geq 4.0m$ の仮設道を設置しないこと。(地山下部の掘削が多くなるとかえって急傾斜地の不安定を招く結果となる)